

1. 予防規程とは

予防規程とは、火災を予防するために製造所等がそれぞれの実情に合わせて作成する自主保安に関する規定です。

2. 予防規程を定めなければならない危険物施設（危険物の規制に関する政令第 37 条）

対象となる危険物施設	予防規程の策定を必要とする要件
製 造 所	指定数量の倍数が 10 以上
一 般 取 扱 所	指定数量の倍数が 10 以上
屋 外 貯 蔵 所	指定数量の倍数が 100 以上
屋 内 貯 蔵 所	指定数量の倍数が 150 以上
屋 外 タ ン ク 貯 蔵 所	指定数量の倍数が 200 以上
給 油 取 扱 所	すべて
移 送 取 扱 所	すべて
※次の危険物施設は除く。 ・鉱山保安法第 19 条第 1 項の規定による保安規程を定めている製造所等 ・火薬類取締法第 28 条第 1 項の規定による危害予防規程を定めている製造所等 ・自家用給油取扱所のうち屋内給油取扱所以外のもの ・指定数量の倍数が 30 以下で、かつ、引火点が 40 度以上の第四類の危険物のみを容器に詰替える一般取扱所	

3. 予防規定の認可

予防規定の作成義務がある製造所等の所有者、管理者又は占有者は予防規定を作成して市長村長の認可を受けなければなりません。予防規定を変更するときも同様に市町村長の認可が必要です。

4. 予防規程に定めなければならない事項（危険物の規制に関する規則第 60 条の 2）

【共通事項】

それぞれの危険物施設の実態に即して、次の事項を定めてください。

- (1) 危険物の保安に関する業務を管理する者の職務及び組織に関すること。
- (2) 危険物保安監督者が、旅行、疾病その他の事故によってその職務を行うことができない場合にその職務を代行する者に関すること。
- (3) 化学消防自動車の設置その他自衛の消防組織に関すること。
- (4) 危険物の保安に係る作業に従事する者に対する保安教育に関すること。
- (5) 危険物の保安のための巡視、点検及び検査に関すること。
- (6) 危険物施設の運転又は操作に関すること。
- (7) 危険物の取扱い作業の基準に関すること。
- (8) 補修等の方法に関すること。
- (9) 施設の工事における火気の使用若しくは取扱いの管理又は危険物等の管理等安全管理に関すること。
- (10) 製造所及び一般取扱所にあつては、危険物の取扱工程又は設備等の変更に伴う危険要因の把握及び当該危険要因に対する対策に関すること。
- (11) 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所にあつては、顧客に対する監視その他保安のための措置に関すること。

- (12) 移送取扱所にあつては、配管の工事現場の責任者の条件その他配管の工事現場における保安監督体制に関すること。
- (13) 移送取扱所にあつては、配管の周囲において移送取扱所の施設の工事以外の工事を行う場合における当該配管の保安に関すること。
- (14) 災害その他の非常の場合に取るべき措置に関すること。
- (15) 地震が発生した場合及び地震に伴う津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における施設及び設備に対する点検、応急措置等に関すること。
- (16) 危険物の保安に関する記録に関すること。
- (17) 製造所等の位置、構造及び設備を明示した書類及び図面の整備に関すること。
- (18) 上記のほか、危険物の保安に関し必要な事項。

5. 南海トラフ地震防災対策計画

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）に基づき、「南海トラフ地震防災対策推進地域」内であつ津波により30cm以上の浸水が予想される地域に立地する一定の事業者は、津波から利用客や従業員などを守るため、津波からの円滑な避難の確保に関する計画を定めた「南海トラフ地震防災対策計画」（以下「対策計画」という。）又は「南海トラフ地震防災規程」（以下「防災規程」という。）を作成することが義務づけられています。

※南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）法第3条の規定により、糸満市は「南海トラフ地震防災対策推進地域」（以下「推進地域」という。）に指定されています。予防規程の作成義務のある危険物施設の所有者、管理者又は占有者は、以下の項目を予防規定に定めてください。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関すること。
- (2) 南海トラフ地震に係る防災訓練に関すること。
- (3) 南海トラフ地震による被害の発生防止又は軽減を図るために必要な教育及び広報に関すること。